

## 土砂災害警戒情報等の実施に係る高知県と高知地方気象台間の気象・砂防情報等の交換に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と高知地方気象台（以下「乙」という。）は、「高知県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づき共同で実施する土砂災害警戒情報に関し、気象及び砂防等に関する情報（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、土砂災害警戒情報に係る事務を迅速かつ的確に実施し、土砂災害の予防等に寄与することを目的とする。

### 第2章 装置等の設置

#### （装置等の設置）

第2条 甲及び乙は、情報交換のために必要な装置を設置する。

### 第3章 管理運用

#### （点検及び管理）

第3条 甲及び乙は、装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

### 第4章 情報交換

#### （情報交換の手段及び内容）

第4条 甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、必要な情報を相互に交換する。

2 第1項により乙から甲に提供された情報は、本協定の目的の範囲内で、甲が保有する高知県総合防災情報システムにおいて、甲の事務の一環として、各市町村及び住民に周知・啓発するため活用することができる。

3 第1項により甲から乙に提供された情報は、本協定の目的の範囲内で、乙及び気象庁、大阪管区気象台等の気象官署の発表する防災情報等に活用することができる。

4 情報の提供及び交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

## 第5章 その他

### (有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成19年6月1日から平成20年3月31日までとする。  
ただし、期間満了日の3か月前までに甲または乙から申し出のないときには、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

### (疑義の解決)

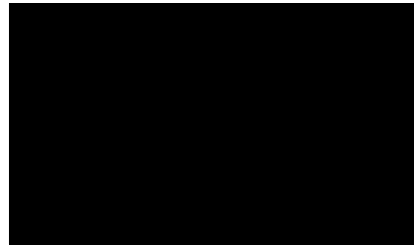
第6条 この協定に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### (その他)

第7条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

平成19年6月1日

甲 高知県知事



乙 高知地方気象台長

